

第4次君津市男女共同参画計画

君 津 市

はじめに

本市では、男女共同参画社会基本法の施行後、君津市男女共同参画計画を策定し、平成20年度からは第2次計画、平成25年度からは第3次計画に基づき、地域特性に応じた男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでまいりました。



その間、少子高齢化の急速な進展に伴い労働力人口が減少していくなど、男女共同参画社会を取り巻く状況は大きく変化しており、地域社会の活性化を図るためには、あらゆる分野で、男女がともに活躍できる環境づくりの重要性がますます高まっております。

このようななか、第3次計画の事業計画が平成29年度で期間満了となることから、第3次計画の目標や成果を継承しながらも、新たな課題に対応するため、第4次君津市男女共同参画計画を策定いたしました。

また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に沿った「市町村推進計画」としても位置づけております。

今後とも、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える住み良いまちづくりを推進するとともに、家庭、職場、地域などあらゆる分野において、男女がともに責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました君津市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、君津市男女共同参画計画に関する市民意識調査にご協力いただいた市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

君津市長 鈴木 洋 邦

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 基本計画

- 1 計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本的課題と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章 事業計画

- 基本目標1 男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり
 - 課題1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり・・・・・・・・ 21
 - 課題2 学校・社会教育等における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 22
 - 課題3 異性に対する暴力の排除・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 基本目標2 男女がともに能力を発揮できる地域社会づくり
 - 課題1 労働の場における男女の平等・・・・・・・・・・・・ 23
 - 課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進・・・・・・・・ 24
 - 課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画・・・・・・・・ 26
 - 課題4 防災分野における男女共同参画の促進・・・・・・・・ 26
- 基本目標3 男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり
 - 課題1 生涯を通じた健康づくりの促進・・・・・・・・・・・・ 27
 - 課題2 誰もが安心して暮らせる環境整備・・・・・・・・・・・・ 28

第4章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

参考資料

- 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・ 34
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 43
- 君津市男女共同参画推進懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 50
- 君津市男女共同参画施策推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・ 52
- 男女共同参画計画関係 用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第1章 総 論

1 計画策定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されて以来、国・県においては4次にわたる基本計画が策定され、男女共同参画社会の形成に向け、制度や枠組みの整備など諸々の取り組みを行ってきました。

本市においても、平成8年度から「ハーモニーきみつプラン」、平成14年度からは「君津市男女共同参画計画」、平成20年度からは「第2次君津市男女共同参画計画」、平成25年度からは「第3次君津市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、地域特性に応じた施策を展開してまいりました。

しかしながら、平成28年度に実施した「君津市男女共同参画に関する市民意識調査」結果からもわかるように、固定的性別役割分担意識や男性優遇の社会慣行が未だに存在しているなど、多くの課題が残されている状況にあります。それら意識改革を進め、市民一人ひとりが自ら行動に踏み出すことや、それを支援する環境整備が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、社会経済環境の変化等による新たな課題にも対応しながら、市民一人ひとりが心豊かに生き生きと暮らしていけるまちづくりを総合的かつ体系的に推進するため「第4次君津市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き（取り組み）

「男女共同参画社会基本法」が制定されるまでには、男女共同参画社会の実現に向け、多くの人々の様々な取り組みの積み重ねがありました。戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現し、昭和21年に「日本国憲法」が制定され、家族、教育等女性の地位向上にとって基礎的な分野で法制上の男女平等が明記されたことにより、女性の法制上の地位は抜本的に改善されました。

その後、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、国連が提唱した「国際婦人年」（昭和50年）によって新段階を迎え、1回目となる世界女性会議である「国際婦人年会議」がメキシコシティで開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。これを受け同年、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年に「国内行動計画」が策定されました。

我が国の男女共同参画への取り組みは、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえ、国内における行動計画が策定され、総合的、体系的に施策の推進が図られてきました。

昭和54年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が

採択され、この条約を昭和60年に批准しました。

昭和62年には、「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成3年には、男女があらゆる分野へ平等に共同して参加することが不可欠であるという認識のもと、「新国内行動計画」の第1次改定が行われました。

平成6年には、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）を副本部長とし、全閣僚を構成員とした「男女共同参画推進本部」の設置とともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

平成7年及び平成11年には、育児休業、介護休業に関する法律が整備され、平成8年には、平成7年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には、男女共同参画の基本理念を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。

平成12年には、「男女共同参画基本計画」が策定され、平成13年には、内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」が設置されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の強化が図られています。

平成17年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

基本法施行後、2次にわたる基本計画に基づく取り組みが十分には進まなかった反省を踏まえ、推進体制及び推進力を一層強化することが必要であるとし、平成22年12月17日に、「第3次男女共同参画計画」が閣議決定されました。

平成26年には様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、内閣に、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。

平成27年には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

男女共同参画社会を目指すべき社会とし、その実現を通じて基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくため平成27年12月25日に「第4次男女共同参画計画」が閣議決定され、男女共同参画に関する政策が推進されています。

（２）千葉県の動き（取り組み）

千葉県では、「国際婦人年」、「国際婦人の十年」の世界及び国の動向などを踏まえ、女性の地位向上のための施策とその関連施策を総合的・効果的に推進しています。

昭和５６年には、国の「国内行動計画」を踏まえ、「千葉県婦人施策推進行動計画」（昭和５６年度～６０年度）を策定しています。以来、「千葉県婦人計画」（昭和６１年度～平成２年度）「さわやか女性プラン」（平成３年度～７年度）と時代の状況に応じた計画を策定し、各種施策を推進、実施してきました。

平成８年には、「西暦２０００年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「２０００年の千葉県」及び「ちば新時代５か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした４番目の女性計画として「ちば新時代女性プラン」（平成８年度～１２年度）を策定しました。

計画の推進にあたっては、「千葉県女性施策推進本部」をはじめ「千葉県女性施策推進懇話会」の意見を聴き、国、市町村、関係機関・団体などと密接な連携により各種の女性施策の効果的推進を図っています。

平成１２年には、「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称し、庁内に「千葉県男女共同参画推進本部」が置かれ、担当課として「男女共同参画課（企画部）」が設置されました。

平成１３年には、「千葉県男女共同参画計画」が策定され、また同年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を受け、被害者支援の担当チームを男女共同参画課内に置き、平成１６年の同法の改正に基づき、平成１８年に「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」が策定されました。また同年には、平成１３年に策定された「千葉県男女共同参画計画」の事業期間が終了したことに伴い、平成１８年度～２２年度を事業期間とする「千葉県男女共同参画計画（第２次）」が策定されました。

平成２３年には、「千葉県男女共同参画計画（第２次）」の事業期間が終了したことに伴い、基本計画の見直しが行われ、平成２３年度～２７年度を計画期間とする「第３次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

平成２８年には、社会環境の変化や課題を踏まえ、引き続き、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉県の実現を目指すため、平成２８年度～平成３２年度を事業計画の期間とする「第４次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

平成２９年には、平成１８年から取り組んできた「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第１次～第３次）」に対して、第３次計画の期間の終了を迎えることから、DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目標とする「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第４次）」が策定されました。

（３）君津市の動き（取り組み）

本市では、平成３年に「女性に関わる窓口」を市民福祉部厚生課に設置し、「君津市女性施策推進研究会」を発足しました。翌年には、市職員や市民を対象に女性問題に関する意識調査を行い、「君津市女性施策策定委員会」「君津市女性施策懇話会」を設置し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成６年には、「女性施策推進班」を企画部企画課に設置し、翌年には「女性施策推進室」として独立し、更なる推進強化を図ることとしました。

平成８年には、女性施策を総合的、計画的に推進するため、基本的指針となる「ハーモニーきみつプラン」を策定するとともに、第１回「ハーモニーin きみつ」を開催し、平成１３年度まで毎年、以降は隔年で開催して広く市民に男女共同参画の啓発を行ってきました。

平成９年には、国際的感覚を醸成し、女性の地位向上・リーダーの育成を図るため「君津市女性海外派遣事業」を実施しました。（事業の趣旨が社会情勢に合わなくなったため、平成２８年度末をもって事業を廃止しました。）

平成１１年には、機構改革により所属名を「女性国際室」に変更し、男女共同参画社会づくりに向けて市民意識調査を実施しました。

平成１４年には、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、これまでの計画の成果や理念を継承しつつ、男女共同参画施策の基本となる「君津市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画施策を総合的、計画的に取り組んできました。

平成１５年には、人権施策と男女共同参画施策を一体化して推進するため人権施策推進課を設置、平成１８年には、「君津市男女共同参画計画」の見直しにあたり基礎資料とするための市民意識調査を実施しました。

平成１９年からは、市民と協働して推進するため、所管を市民環境部市民生活課として、男女共同参画に関する取り組みを積極的に進めており、平成２０年に、これまでの取り組みを検証し、少子高齢化の急激な進展や社会情勢の変化などを勘案した「第２次君津市男女共同参画計画」を策定し、諸施策を推進してきました。

平成２５年度は、ＤＶ対策など新たな課題に対応すべく、配偶者等に対する暴力の根絶を目指す、ＤＶ防止基本計画としても位置づけている「第３次君津市男女共同参画計画」を策定し、諸政策を推進していきました。

平成２８年度には、「君津市男女共同参画計画」の見直しにあたっての基礎資料とするため、無作為に抽出した市内在住の２０歳以上の男女１０００人を対象に、市民意識調査を実施し、３９１人から回答を得ました。

3 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき、本市の男女共同参画施策を推進する上で基本となる計画とします。
- (2) 第1次、第2次、第3次の「君津市男女共同参画計画」の理念や成果を継承し、少子高齢化、地域社会の人間関係の希薄化など社会情勢を踏まえた計画とします。
- (3) 「君津市まちづくり構想」及び「まちづくり実施計画」や本市の関連諸施策との整合性を図り、国・県の「第4次男女共同参画計画」を踏まえ、市民・企業・関係団体との協働により積極的に推進します。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）に基づき、異性に対する暴力の排除を課題とし、具体的施策として被害者の相談・保護支援対策を掲げ、家庭内暴力等に関する相談窓口の開設事業等を盛り込むことにより、同法に基づく基本計画としても位置づけています。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、労働の場における男女の平等、ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進及び政策・方針決定過程における男女共同参画等を課題とし、同法に基づく市町村推進計画としても位置付けています。

4 計画の期間

(1) 基本計画

「君津市まちづくり構想」の目標年次である平成34年度（2022年度）までとし、男女共同参画社会の形成に向けた主要課題と解決のための施策の方向を示します。

(2) 事業計画

事業計画の期間は平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間としますが、「まちづくり実施計画」の見直し及び社会情勢の急激な変化や計画の進捗状況に応じ必要な見直しを行います。

第2章 基本計画

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

女性と男性が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画し、個性と能力を発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」が形成されるよう、「人権の尊重と男女平等な社会の実現」を基本理念とし、施策を推進していきます。

(2) 基本目標

- 1 男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり
- 2 男女がともに能力を発揮できる地域社会づくり
- 3 男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり

2 基本的課題と施策の方向

【基本目標1】男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり

『現状と課題』

課題1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

私たちが生きていくためには、「お互いの人権」を尊重し合うことが大切です。

自身の行動を振り返った時、人を何気なく「侮辱」したことや「仲間はずれ」にしたことはないでしょうか。

人権問題は気付かずにいるだけで、意外と身近なところにあります。人は一人ひとり顔や体型が違いうように、性格や考え方もそれぞれ異なっています。

それをお互いが認め合い、尊重することが大切なことではないでしょうか。

こういった身近なところから差別や偏見を棄て、誰もが安心して生活できるよう万人に平等な地域社会を構築していく必要があります。

男女間においても、「男のくせに」「女だてらに」といった会話が聞かれます。

男女の性別による役割は、生まれた時から備わったものではなく、文化や社会の中でつくりあげられたものであり、女性も男性も自分の能力や個性を発揮し、生き方や行動を広げる社会をつくりあげることが必要です。

男女平等が憲法にもうたわれ、女性を取りまく環境は、法律や制度の整備により進んできました。

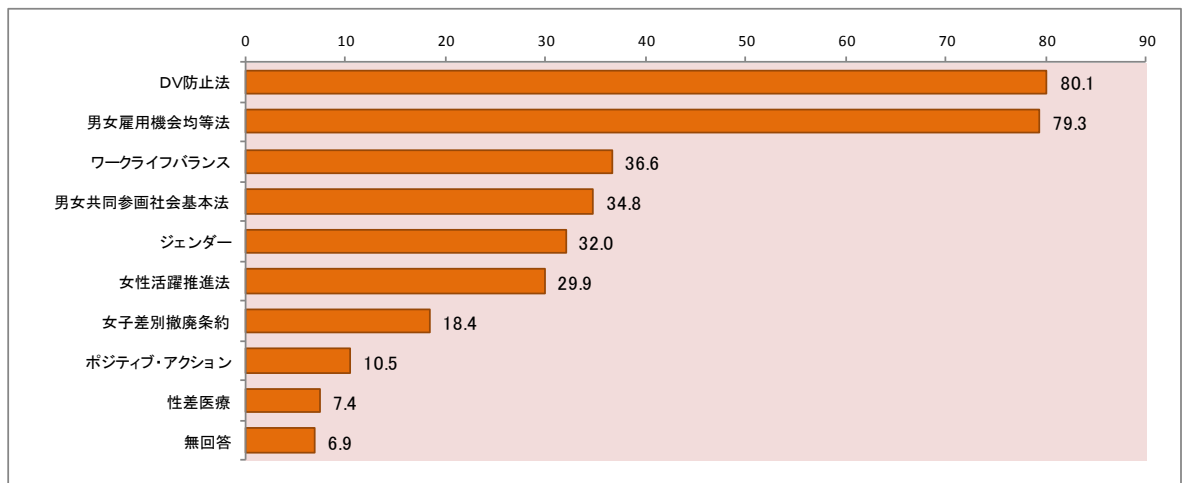
しかし現実には、家庭や職場、地域など様々な分野で男女の地位の不平等感があり、中でも「政治の場」「社会慣習・しきたりの面」で男性優遇（男性主体）と感じている人が多く、男女共同参画意識の浸透は未だ不十分と言わざるを得ません。

平成28年度に行った市民意識調査（図1）では、「DV 防止法」「男女雇用機会均等法」については認知度が高くなっていますが、「ワークライフバランス」以下については、半数に満たない認知度となっています。

女性や男性という性に関わらず、人格や個が尊重され、真の男女共同参画社会を形成していくための更なる意識づくりが必要です。

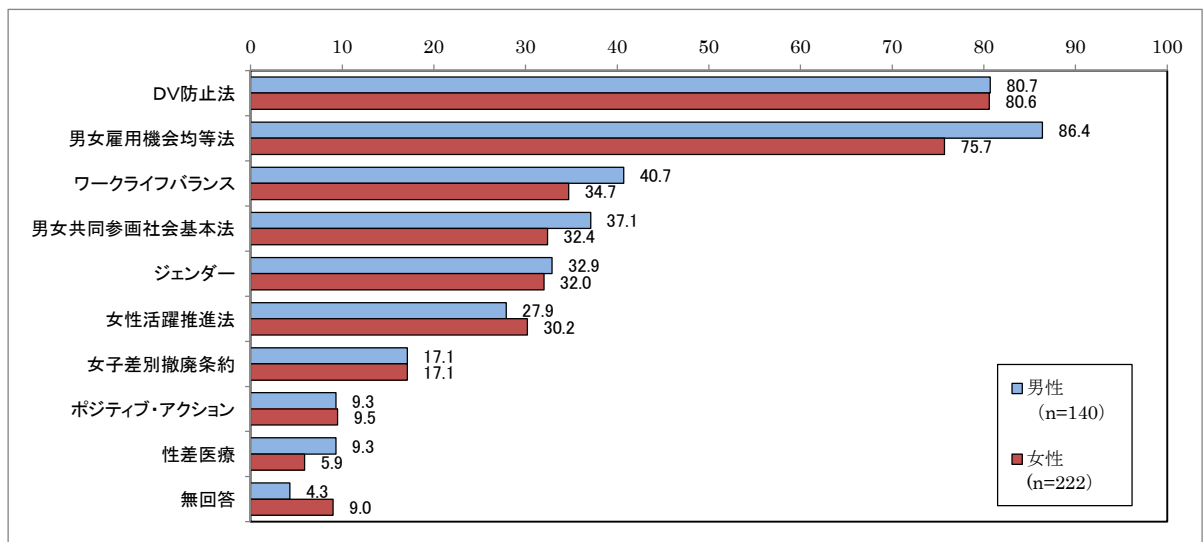
(図1) 男女共同参画に関することばの認知度

(単位%, n=391)



男女共同参画に関することばの認知度の男女別傾向

(単位%, n=391)



(平成28年度市民意識調査結果)

【施策の方向】

- (1) 人権尊重意識の醸成と慣行の是正
- (2) 男女共同参画に関する情報の発信

すべての人の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現に向け、慣習やしきたりを見直すための広報、啓発活動の推進や男女共同参画に関する調査研究・情報の収集、発信を推進します。

課題2 学校・社会教育等における男女共同参画の推進

子どもに対して、親の意見を押し付けていませんか。他人の子どもと比較していませんか。無意識に「男は仕事、女は家事」といった家庭教育をしていませんか。

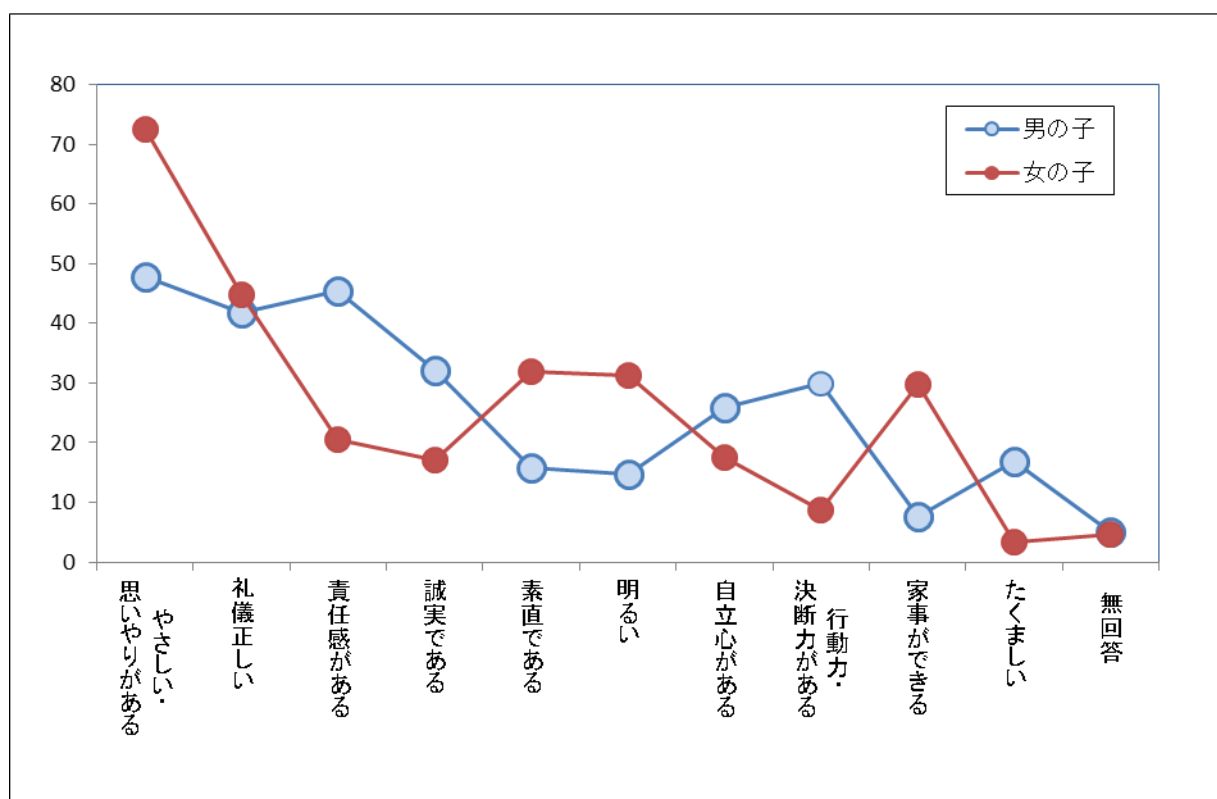
人権は幸せに生きていく当然の権利であり、子どもにも保障されなければなりません。未来を担う子どもたちの人権を認め、健やかに育つための教育環境をつくる必要があります。

市民意識調査（図2）では、女の子と男の子の育ってほしい姿に大きな差異があり「男の子のイメージ」「女の子のイメージ」が明確に意識されている結果となっています。

人権の尊重や男女共同参画の意識づくりは、教育との関わりが深いものであり、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めることが重要です。家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。学校はもとより社会のあらゆる場において、教育、学習を推進していく必要があります。

（図2）育ってほしい子どもの姿

（単位％、n=391）



（平成28年度市民意識調査結果）

【施策の方向】

（1）人権を尊重する教育、学習の推進

子どもの頃から人権の尊重や男女共同参画への理解を深めることが重要であることから学校教育の更なる充実を図るほか、フォーラムの開催等社会のあらゆる場で学習や研修の充実を図ります。

課題3 異性に対する暴力の排除

暴力は重大な人権侵害であり、特に異性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、家庭内・家族間で起こる暴力、特にパートナーといった親密な関係の異性からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」が問題となっています。

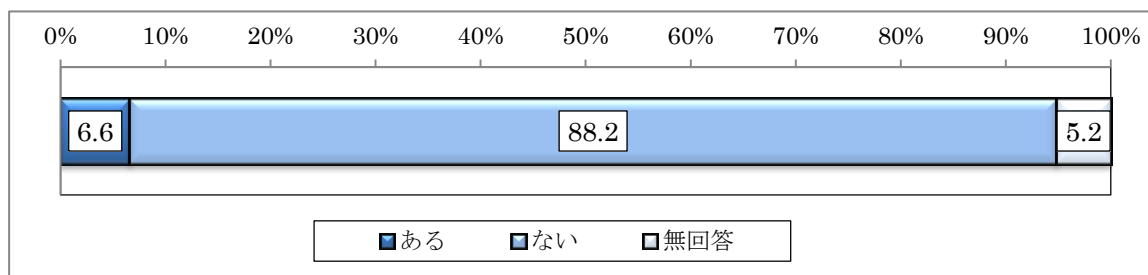
市民意識調査では、6.6%の方が「ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある」と回答しており、この数値を決して低い数値と捉えるのではなく、むしろ6.6%もいると認識すべきです。（図3）

男女別傾向では、女性の比率が10.4%で、男性を大きく上回っている状況にあります。（図4）

ドメスティック・バイオレンスに対する対策や援助として、何をなすべきかについては、「暴力を容認しない意識の啓発」「緊急避難場所の整備」を望む声が多くあることから（図5）、被害者支援対策や意識啓発などドメスティック・バイオレンスに対する様々な形態に応じた幅広い取り組みが必要です。

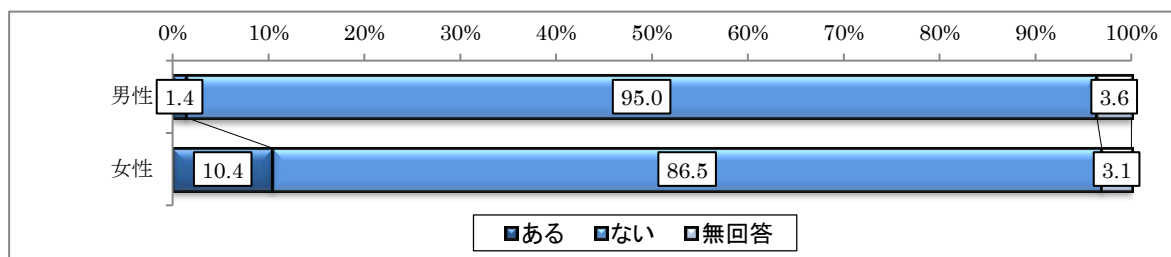
（図3）ドメスティック・バイオレンスの現状

（単位%、n=391）



（図4）ドメスティック・バイオレンスの現状の男女別傾向

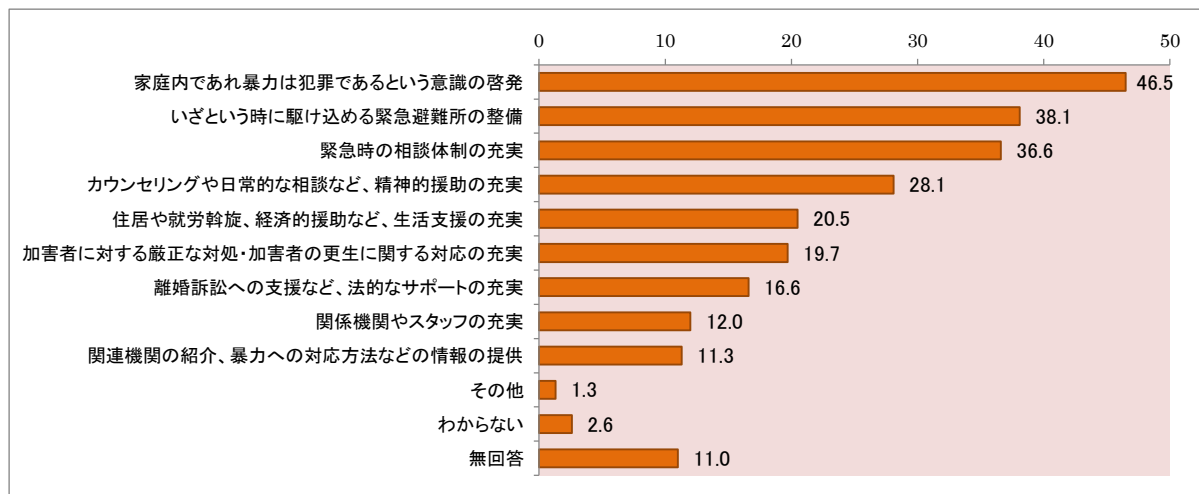
（単位%、男性：n=140、女性：n=222）



（平成28年度市民意識調査結果）

(図5) ドメスティック・バイオレンスへの望まれる対応策

(複数回答 単位%、n=391)



(平成 28 年度市民意識調査結果)

【施策の方向】

- (1) 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- (2) ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者への支援

すべての人の人権が尊重され、人権侵害のない社会を形成するため、人権を守るための啓発活動や被害者の保護、相談、支援対策の強化に努め、被害を訴えやすい環境づくりや暴力を許さない社会環境づくりを進めます。

【基本目標2】男女がともに能力を発揮できる地域社会づくり

『現状と課題』

課題1 労働の場における男女の平等

平成28年度に行った市民意識調査では、男女雇用機会均等法の認知度が高まったことにより、平成18年度、平成23年度に行った調査と比較（表1）して、「昇進・昇格に男女差がある」、「結婚や出産で退職という雰囲気」の項目で、改善が見られるものの、「賃金に男女差がある」、「配置場所が限られている」の項目について、今なお約20%もの人が男女差を感じている状況です。

また、「教育・研修を受ける機会が少ない」「女性を幹部職員に登用しない」などいくつかあまり改善が見られていない項目もありました。

職場での女性への不利益は、一定の比率で存在していることから、労働の場において、男女が均等に扱われ待遇が確保されるよう一層の対策が求められます。

（表1）職場における男女の平等

	平成18年度	平成23年度	平成28年度
昇進・昇格に男女差がある	24.1%	20.1%	18.8%
賃金に男女差がある	25.6%	19.3%	21.0%
配置場所が限られている	20.8%	19.0%	19.9%
能力を正当に評価しない	17.8%	15.0%	15.9%
女性を幹部職員に登用しない	10.1%	11.6%	11.9%
教育・研修を受ける機会が少ない	8.4%	7.9%	11.4%
結婚や出産で退職という雰囲気	12.5%	7.9%	7.4%
中高年以上の女性に退職勧奨	7.8%	5.8%	4.0%
補助的な仕事しかやらせてもらえない	6.6%	5.5%	5.1%
その他	3.3%	10.0%	14.8%
無回答	42.0%	34.8%	35.8%

【施策の方向】

- （1）職場における男女の均等な機会と待遇の確保
- （2）多様な働き方に対する支援

男女雇用機会均等法の周知徹底を図るなど、雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保、就業環境の整備など事業所への広報、啓発を推進します。

課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

近年、仕事と生活の調和を目指す「ワーク・ライフ・バランス」という考え方が広がってきています。市民意識調査において、「男女の役割分担についての意識」(図6)について、実際の家庭での状況を問う設問では、「男性は仕事、女性は家事・育児」、「男女とも仕事をし、家事・育児は主に女性が分担」との回答が約70%を占めており、「本来あるべきと考える理想像」と「現実の姿」にはかなりの差があるのがわかります。一方で、多くの人が「男女で仕事、家事、育児」が理想と考えていることから、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整えることや、働く場における理解を促進すべく周知・啓発等を継続的に発信するなど対策を講じていくことにより、より理想像に近づいていくと考えられます。

少子高齢化が進む中、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化などにより、子育てや介護等で孤立化してしまうということが、大きな社会問題となっています。子育てや介護等については、その多くを女性が担っている現状にあります。男女がともに子育てや介護等に主体的に関わり責任を担うとともに社会がこれを支援していくことが重要です。

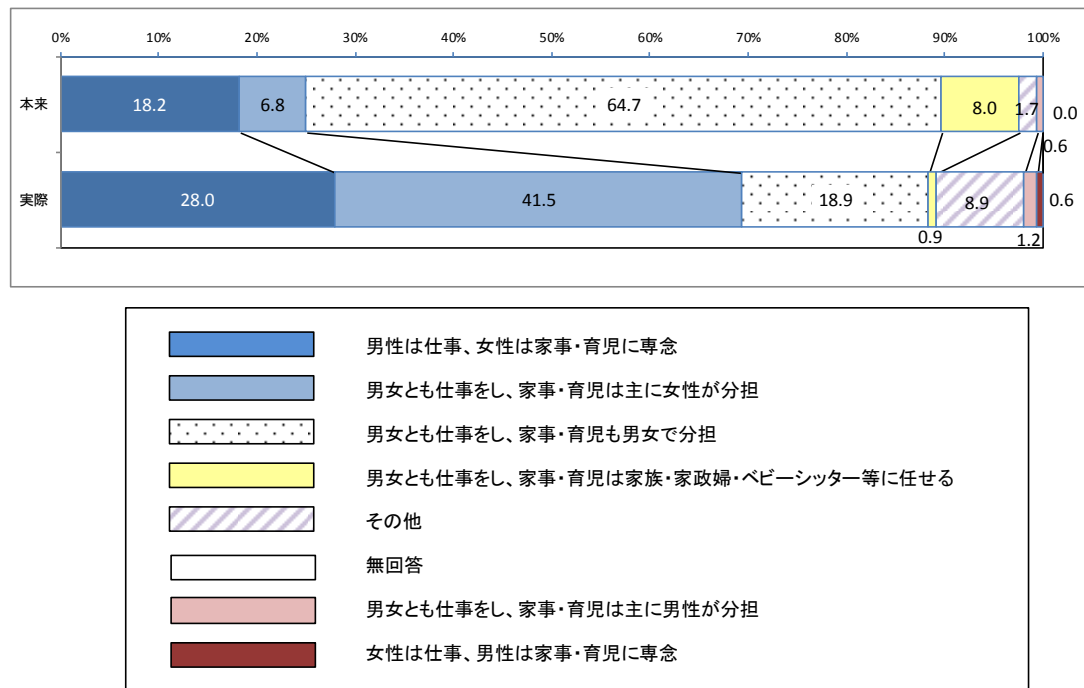
市民意識調査で子育てに関連する「出生率低迷の原因」(図7)の問いに、「結婚しない人が増えた」「女性が子育てと仕事を両立させる社会的仕組みが未整備」「子育てに経費がかかりすぎる」などの現実的な課題が多く回答されています。

また、「地域や職場で必要な取り組みについて」(図8)の問いに、「看護休暇制度」「育児休業・再雇用制度」を求める声が多くなって、こうした声に十分な対応を講じていく必要があります。

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。

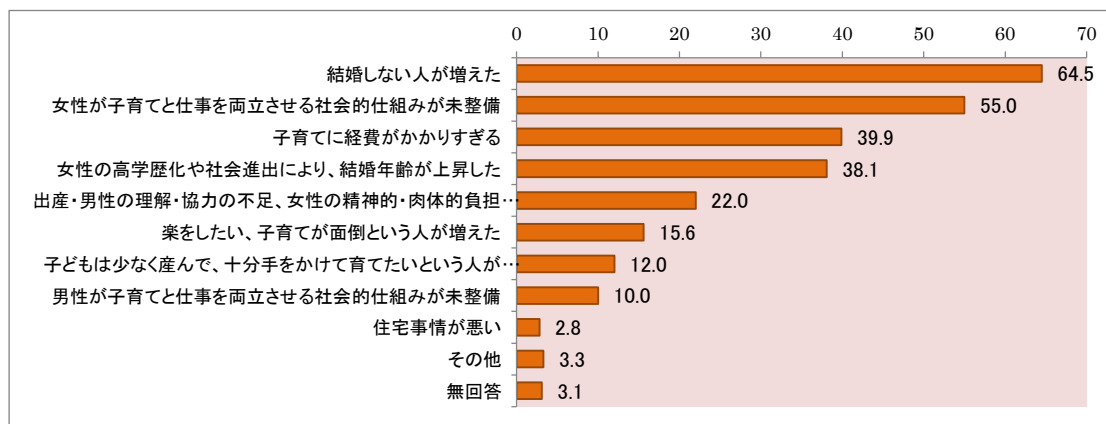
高齢化や単身世帯の増加、家族形態の変化などの中で人間関係の希薄化が進んでいます。こうした中、市民一人ひとりが地域に加わって、女性も男性も誰もが居場所と出番のある地域社会を形成し、地域力を高めていくことが必要です。

(図6) 男女の役割分担についての意識 (無回答除く、本来：n=351、実際：n=328)



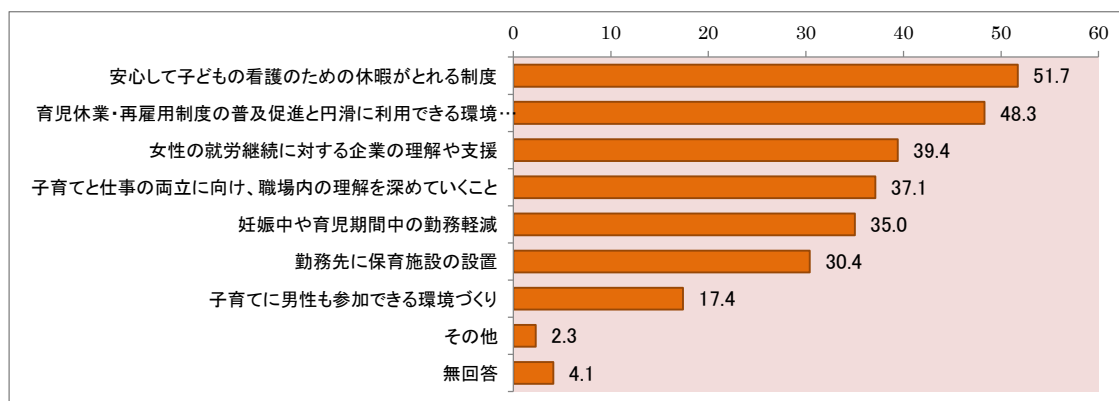
(図7) 出生率低迷の原因

(複数回答 単位%、n=391)



(図8) 地域や職場で必要な取り組みについて

(複数回答 単位%、n=391)



【施策の方向】

- (1) ワーク・ライフ・バランスの促進
- (2) 子育て支援・介護支援環境の整備推進
- (3) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (4) 地域活動における男女共同参画の促進

勤労意欲をもつ男女が継続して働くためには、男女平等に基づく職場環境づくりが大切であり、関連法律の遵守や、制度の普及に向けた取り組みをより一層推進します。

男女が仕事と家庭を両立できる環境づくりとして、多様化する保育ニーズへの対応と介護を支援する制度の普及促進を図ります。

固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに働きかけていくとともに、家庭、地域、学校教育の場などあらゆる分野において男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報、啓発活動を積極的に展開します。

地域おこし・まちづくり等への女性の参画など男女共同参画の視点を反映させることが必要であるため、意識の啓発を更に進めるとともに、地域行事等への積極的な市民参加を促進します。

課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画を進めることで、経済や社会全体の活性化につながるという意識が行政、企業、地域活動等の各主体のリーダーには求められており、社会のあらゆる分野に男女が対等な構成員として参画していくことが必要です。

女性の社会進出が進んでいるにも関わらず、政策・方針決定の場への女性の参画は未だ十分とは言えません。政策・方針決定への女性の参画を促進するためには、女性の登用を図るだけでなく、自分の意見を積極的に発言できるような環境づくりと能力を培っていくための機会、場の拡充が必要です。

本市の審議会等における女性委員の割合(表2)は、20.5%で、目標とする30%には未だ達しておらず、政策・方針決定への場に女性の意思を反映させるため、積極的に参画を促進する必要があります。

(表2) 本市における女性委員の登用状況(平成29年4月1日現在)

審議会等の総数	うち女性委員のいる審議会等の数	委員総数	うち女性委員数	登用率
37	28	473名	97名	20.5%

※審議会等とは、地方自治法第202条の3に規定されている「法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関」をいう。

【施策の方向】

- (1) 女性の能力発揮への支援
- (2) 市の審議会等への女性参画の推進

市の審議会等への女性の参画拡充を図り、身近な男女共同参画を推進します。

女性の人材育成のための学習・研修機会の更なる充実を図り、政策・施策形成への女性参画を拡充するため、上記表2の審議会等委員の女性登用を進め、女性委員の30%以上の登用を推進します。また、上記表2の審議会等のほか、要綱等で設置されている審議会、審査会又は協議会等についても女性委員の登用率の向上を推進します。

(参考)

要綱等設置を含む審議会等の総数	うち女性委員のいる審議会等の数	委員総数	うち女性委員数	登用率
56	41	661名	151名	22.8%

(平成29年4月1日現在)

課題4 防災分野における男女共同参画の促進

過去の災害時に、避難所によっては、授乳や着替えをするための場所がなかったり、女性や乳幼児に必要な物資の配布がなかったりという問題が発生し、被災時における男女ニーズの違いに配慮することの必要性が改めて認識されたところです。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

防災分野における女性の意思を反映させるため、積極的に参画を促進する必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

避難所の運営に女性の意見が反映されやすい環境の整備に努めるとともに、避難所における女性への配慮等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所の自主的な運営と必要なスペース等の確保について周知します。

また、地域防災計画等の策定に女性の視点を反映します。

【基本目標3】男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり

『現状と課題』

課題1 生涯を通じた健康づくりの促進

男女が心身及び健康について正確な知識・情報を得て、互いの身体的性差を十分に理解し合い人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが男女共同参画社会を形成する上で重要です。

また、男女が生涯を通じて心身ともに健康で自立し、高齢者になっても生きがいを持ち日常生活を送れるよう、健康づくりの支援や医療・福祉体制の充実が必要です。

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

(2) 女性の健康支援、母子保健の充実

心と身体の両面から健康づくりを進めるための啓発を推進します。

男女が積極的に参加できる健康づくりの場を提供するなど健康増進の充実を図ります。生涯を通じた女性の健康支援を推進するとともに、母子保健の充実を図ります。

課題2 誰もが安心して暮らせる環境整備

近年、高齢者の単身世帯やひとり親家庭の増加、雇用、就業構造の変化などの中で様々な困難に陥る人々が増加傾向にあります。

女性は、出産・育児等による離職、非正規雇用が多いことなど、生活上の困難に陥りやすく、また一人暮らしの高齢者や障がいを持つ人、日本で働き生活する外国人などは、複合的に困難な状況に置かれる場合が少なくありません。

そのために自立支援や地域との関わり、多世代交流などによる生きがいづくりの支援や、障がいを持つ人や外国人がその意欲と能力に応じた社会との関わりを持ち続け、様々な形で活躍できるよう社会参画の機会の提供など、環境整備の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

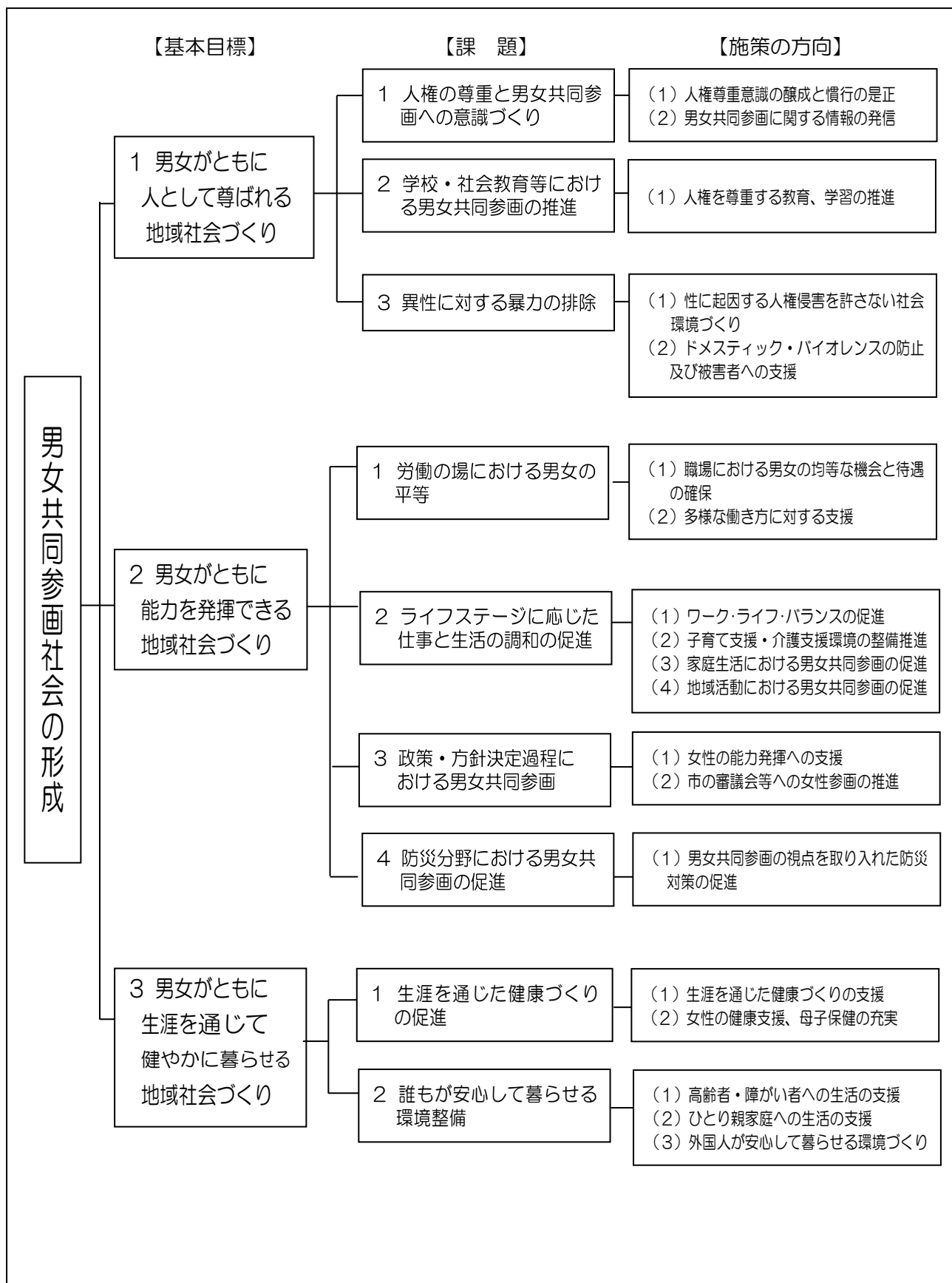
- (1) 高齢者・障がい者への生活の支援
- (2) ひとり親家庭への生活の支援
- (3) 外国人が安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障がい者の自立支援や生きがいづくり支援など総合的な福祉の充実を図ります。

ひとり親家庭における生活の支援及び相談体制の充実等自立支援を推進します。

国際理解と交流機会の充実を図るとともに、外国人の相談窓口の設置や情報提供など外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系



第3章 事業計画

基本目標1 男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり

課題1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

(1) 人権尊重意識の醸成と慣行の是正

すべての人の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現に向け、慣習やしきたりを見直すための広報、啓発活動を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 人権施策推進に係る指針により計画的に推進	(1) 人権に関する講演会研修会等の開催 (2) 学校人権教育の実施 (3) 人権問題の学習講座の開催	市民生活課 学校教育課 生涯学習文化課
2 男女平等に関する広報、啓発活動	(1) 広報、啓発紙の発行 (2) 国・県等の啓発事業への参加 (3) フォーラム等の開催・啓発紙の発行	市民生活課 市民生活課 市民生活課

(2) 男女共同参画に関する情報の発信

男女共同参画に関する調査研究・情報の収集、発信を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 男女共同参画に関する現状・課題について調査・研究	(1) 市民意識調査の実施 (2) 対応策の調査・研究	市民生活課 市民生活課

課題2 学校・社会教育等における男女共同参画の推進

(1) 人権を尊重する教育、学習の推進

家庭教育、学校教育、社会教育等、社会のあらゆる場において、男女共同参画の理解に関する教育、学習を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 学校教育における男女平等教育・学習等の推進	(1) 学級活動・道徳・保健学習等における性教育、人権教育等の充実 (2) 小・中学校教職員研修の実施 (3) 授業参観等への男性参加の促進	学校教育課 (各学校) 学校教育課 学校教育課

課題3 異性に対する暴力の排除

(1) 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

男女の人権が尊重され、人権侵害のない地域社会を形成するため、市民一人ひとりがドメスティック・バイオレンスに関し、理解を深めるよう広報、啓発を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 女性の人権を守るための啓発推進	(1) 人権啓発、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発 (2) DV相談窓口の周知	市民生活課 職員課 市民生活課

(2) ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者への支援

被害者の相談、保護、支援対策を強化し、暴力を許さない地域社会づくりを進めます。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 被害者の相談・保護支援対策	(1) 家庭内暴力等に関する相談窓口の開設 (2) 民生委員・児童委員及び警察と連携した取り組み	子育て支援課 市民生活課 厚生課 (社会福祉協議会)

基本目標２ 男女がともに能力を発揮できる地域社会づくり

課題１ 労働の場における男女の平等

（１）職場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法の周知徹底を図るなど、男女平等を推進するための情報提供と意識啓発を推進します。また、セクシュアル・ハラスメントの防止対策の促進や相談体制の強化を図り、本市においても率先した取り組みを推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
１ 職場における実質的な男女平等に向けた啓発	（１）関係機関との連携による情報の収集と提供	経済振興課
２ 市職員の意識改革及び男女共同参画の推進	（１）職員研修の実施 （２）男女の事務分担の適正化 （３）性差別のない職員採用 （４）セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の整備	職員課 職員課・全庁 職員課 職員課

（２）多様な働き方に対する支援

多様な就業ニーズの対応、相談体制の強化を図り、雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保、就業環境の整備など事業所への広報、啓発を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
１ 農業・商工業などの自営業で働く女性を支援	（１）関係機関との連携による労働相談 （２）家族経営協定の普及促進	経済振興課 農政課
２ 働く女性への就業支援	（１）学習機会の場の提供 （２）関係機関との連携による情報の収集と提供	子育て支援課 経済振興課

課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

多様な働き方や生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めるとともに、男女がともに仕事、家庭生活、地域活動の両立が図れるよう、育児・介護休業法等の周知に努めます。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 労働環境の整備	(1) 育児・介護休業法等法律や制度の理解の促進	経済振興課

(2) 子育て支援・介護支援環境の整備推進

男女がともに担うよう、育児・介護休業等の男性取得の啓発や情報・学習機会の提供など育児・介護に関する男女共同参画を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 安心して子育てできるよう保育等の環境整備	(1) 育児相談・子育てサークルの育成・支援 (2) 地域子育て支援センターの活用 (3) 家庭教育学級等の実施 (4) 子育てに関する情報の提供 (5) 子ども医療費助成制度	生涯学習文化課 子育て支援課 公民館 子育て支援課 子育て支援課
2 多様化する保育ニーズの対応	(1) 保育時間の延長 (2) 一時保育、産休明け保育の実施 (3) 保育施設の整備 (4) 学童保育への支援	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課
3 介護を担う人への支援の推進	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定及び実施	高齢者支援課
4 男女がともに担う家事育児・介護参画の推進	(1) 育児・介護休業等の男性取得のための啓発	市民生活課

(3) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女の固定的な役割分担や慣行の是正に向けた市民の理解を促進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 家庭や地域社会における男女平等の促進	(1) 男女共同参画に関する広報、啓発 (2) 家庭における役割分担意識解消に向けた啓発	市民生活課 市民生活課

(4) 地域活動における男女共同参画の促進

地域の活性化やあらゆる人々にとって身近な男女共同参画を促進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 地域活動への男女共同参画の促進	(1) 地域行事への参加の促進 (2) 女性の消防団への参加の啓発	市民生活課 消防本部

課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画

(1) 女性の能力発揮への支援

行政における方針決定過程（地域住民が担う様々な行政関連の委員会、協議会等）への女性の参画拡充を図り、あらゆる人々にとっての身近な男女共同参画を推進します。

女性の人材育成のための学習・研修機会の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 女性の人材育成のための学習・研修機会の充実	(1) 女性リーダー研修会の開催 (2) 市女性職員の研修の実施	生涯学習文化課 職員課

(2) 市の審議会等への女性参画の推進

政策・施策形成への女性参画を拡充するため、市の審議会等委員の女性登用を進め、公募委員の設定・拡充を図り、女性委員の登用を推進し、女性委員の30%以上の早期達成に努めます。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 審議会等への共同参画の推進	(1) 女性委員構成比率30%以上の登用	市民生活課・全庁

課題4 防災分野における男女共同参画の促進

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

避難所の運営に女性の意見が反映されやすい環境の整備に努めるとともに、避難所における女性への配慮等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所の自主的な運営と必要なスペース等の確保について周知します。

また、地域防災計画等の策定に女性の視点を反映します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 防災分野への共同参画の推進	(1) 避難所運営訓練の実施 (2) 避難所運営マニュアルの整備 (3) 防災会議への女性の参画促進	危機管理課 危機管理課 危機管理課

基本目標3 男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり

課題1 生涯を通じた健康づくりの促進

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

心と身体の両面から健康づくりを進めるための啓発を推進します。

男女が積極的に参加できる健康づくりの場を提供するなど健康増進の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 健康づくりのための 予防医療の充実	(1) 検診の意識啓発	健康づくり課
2 健康増進の充実	(1) 生涯スポーツの推進 (2) 健康増進モデル事業の実施	体育振興課 健康づくり課

(2) 女性の健康支援、母子保健の充実

生涯を通じた女性の健康支援を推進するとともに母子保健の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 生涯を通じた女性 の健康支援	(1) 母性に対する正しい意識の普及と啓発 (2) 婦人の健康づくりの推進	健康づくり課 健康づくり課
2 母子保健の充実	(1) 健康保持増進の助言・指導 (2) 母子保健推進員による訪問指導・相談 (3) 妊婦・乳児・乳幼児健康診査の実施	健康づくり課 健康づくり課 健康づくり課

課題2 誰もが安心して暮らせる環境整備

(1) 高齢者・障がい者への生活の支援

高齢者や障がい者の自立支援や生きがいつくり支援など総合的な福祉の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 高齢者・障がい者の福祉の充実	(1) シニアクラブ活動支援 (2) (公社) 君津市シルバー人材センターへの助成 (3) 重度心身障がい者への医療費助成 (4) 障がい福祉サービス費の給付	高齢者支援課 高齢者支援課 障害福祉課 障害福祉課

(2) ひとり親家庭への生活の支援

ひとり親家庭における生活の支援及び相談体制の充実等、自立支援を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 ひとり親家庭の自立支援	(1) ひとり親家庭医療費の助成及び住宅手当の助成 (2) 児童扶養手当の支給 (3) 母(父)子家庭、寡婦世帯の自立に向けての相談事業の実施	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課

(3) 外国人が安心して暮らせる環境づくり

国際理解と交流機会の充実を図るとともに、外国人の相談窓口の設置や情報提供など、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1 外国人も暮らしやすい環境づくり	(1) 生活相談窓口の設置	まちづくり推進課
2 国際理解と交流機会の充実	(1) 学校における国際理解教育の実施	学校教育課

第4章 計画の推進

この計画に基づき、課題に対する施策を総合的、体系的に推進していくため、市の積極的な取り組みはもとより、市民・企業・関係団体などの理解協力を求め、相互の連携のもとに男女共同参画社会の実現を目指します。

1 推進体制の整備

男女共同参画社会を目指して計画を推進するためには、行政のみで実現できるものではありません。市民一人ひとり、各企業や女性諸団体等の計画に対する理解と積極的な参加によって成り立つものであり、連携と協働により男女共同参画社会の形成を進めます。

また、男女共同参画社会の形成を進めるため、男女共同参画に関する条例の制定について、県や近隣市等の状況を踏まえ、検討します。

なお、市職員においてもその理念を十分理解し、計画を実行することの必要から研修などを通じて、職員の意識の啓発に努めます。

2 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関や近隣市等の男女共同参画に関する施策について、情報収集を行い、本市の施策実施へ反映します。

3 相談体制の整備

異性に対する暴力等の問題に関する総合相談体制の充実、関係部局や関係機関との連携を推進します。

4 計画の進行管理

計画に関わる施策の着実な実行のために、君津市男女共同参画施策推進本部を中心に進行管理を行い、進捗状況の把握と実施のために各部局間の調整を図ります。

また、君津市男女共同参画推進懇話会において、専門的な見地等から幅広く意見や助言を求め、施策の推進に反映させていきます。

参考資料

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律に置いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の義務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告をしなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次の事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定のあったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実行するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(男女共同参画会議)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命するもの。
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対

しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣府の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) (略)

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号におい

て同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若

しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、

相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項

第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談

し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
最終改正：平成29年3月31日法律第14号

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条―第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条―第25条）
- 第5章 雑則（第26条―第28条）
- 第6章 罰則（第29条―第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければな

らない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

君津市男女共同参画推進懇話会設置要綱

（設置）

第1条 君津市における男女共同参画施策の推進にあたり、広く市民の意見を求めるため男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、男女共同参画関係施策全般にわたり検討し、君津市男女共同参画計画の策定及び諸施策を展開する上での意見、助言を述べるものとする。

（組織）

第3条 懇話会は、市長の委嘱する委員25名以内で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に、会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。

3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会の会議（「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、市民環境部市民生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

君津市男女共同参画推進懇話会委員

(順不同：敬称略)

No.	氏 名	推 薦 団 体 名
1	橋本 礼子	君津市議会
2	榎本 武士	君津市民生委員児童委員協議会
3	安西 好子	君津市民生委員児童委員協議会
4	鎌寄 昌枝	君津市人権擁護委員
5	堀田 美恵子	君津市人権擁護委員
6	奥倉 妙子	君津市校長会
7	大澤 政明	君津市校長会
8	関口 牧江	君津市連合婦人会
9	柳田 清香	君津市連合婦人会
10	山口 いと子	君津市農業協同組合
11	小沢 明美	君津市農業協同組合
12	効込 博子	君津市赤十字奉仕団
13	小川 和子	君津市赤十字奉仕団
14	齊藤 敦	君津商工会議所
15	坂本 禮子	君津商工会議所
16	中村 和博	君津児童相談所
17	緒形 薫	君津市自治会連絡協議会
18	野中 敬行	君津市PTA連絡協議会
19	宇部 敦史	君津市PTA連絡協議会
20	早川 令子	公募
21	井上 美代子	公募

平成31年3月31日まで

君津市男女共同参画施策推進本部設置要綱

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の施策を総合的に推進するため、君津市男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） 男女共同参画施策の推進に係る総合的な企画に関すること。
- （2） 男女共同参画施策に係る施策の調整及び推進に関すること。
- （3） その他男女共同参画施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

（幹事会）

第6条 推進本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民環境部長の職にある者をもって充て、幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

（検討委員会）

第7条 幹事会の事務を処理するため、検討委員会を置く。

- 2 検討委員会の委員は、各部長の推薦する者をもって充てる。
- 3 検討委員会は、必要に応じて市民環境部市民生活課長（以上「課長」という。）が招集し、課長が議長となる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民環境部市民生活課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から、施行する。

別表1 (第3条4項)

役職名
総務部長
企画政策部長
財政部長
市民環境部長
保健福祉部長
経済部長
建設部長
教育部長

別表2 (第6条3項)

総務部	総務課長
企画政策部	企画政策課長
市民環境部	市民生活課長
保健福祉部	厚生課長
保健福祉部	子育て支援課長
保健福祉部	障害福祉課長
経済部	経済振興課長
建設部	建設計画課長
教育部	教育総務課長
教育部	学校教育課長
教育部	生涯学習文化課長

男女共同参画計画関係 用語の説明

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

○「参加」と「参画」

「参加」とは、組織の一員として活動に加わることであり、「参画」とは、意思決定の場や計画づくりの場に加わることです。

○ドメスティック・バイオレンス（英：domestic violence）

DVと表記されることもあります。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる暴力のこと。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者等に起こる暴力全般を指す場合もあります。また、女性に対する人権侵害として社会的問題と認識されるようになってきています。

○セクシュアル・ハラスメント（セクハラと略されている場合もあります。）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真等の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動等を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって女性労働者の就業環境を著しく悪化させることとなります。

○固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当にも関わらず男性、女性という性を理由として「男は仕事、女は家事」というように役割を固定的に分けていることです。

○エンパワーメント

個人や集団が、より力をつけ、自分たちに影響を及ぼす事柄を自身でコントロールできるようになることを意味します。

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（英：reproductive health/rights）

家族計画、母子保健、思春期保健を含む生涯を通じた性と生殖に関するという意味で、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指し、通常「リプロヘルス」と略されています。

○ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の段階にに応じて多様な生き方が選択、実現できることを指します。

男女共同参画計画では、これを実現するため仕事と家庭が両立しやすい環境づくりを推進しています。

○ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

第 4 次 君 津 市 男 女 共 同 参 画 計 画

平成30年3月

発 行 君津市

編 集 君津市市民環境部市民生活課

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

TEL：0439-56-1483

FAX：0439-56-1629

君津市のホームページアドレス

<http://www.city.kimitsu.lg.jp>